

新型コロナウイルス

(カナダ (オンタリオ州) の「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」への指定)

2021年4月6日

本日配信されました広域情報についてのメールにて既にお知らせしているところですが、本6日付にて新型コロナウイルス感染症に関する日本の新たな水際対策として、カナダ(オンタリオ州)が「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に指定されました。

これにより、日本への帰国日又は上陸申請日前14日以内にカナダ(オンタリオ州)に滞在歴のある方は、現在求められている以下1の措置に加え、2の措置が追加されますところ、ご注意ください。

1 既存の措置

- ・ 出国前72時間以内の新型コロナウイルス陰性証明の取得及び提示
- ・ 本邦到着時、空港検疫での検査
- ・ 14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不利用
- ・ 14日間待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入などについての誓約書の提出

2 追加措置

- ・ 本邦到着後、検疫所長の指定する場所にて待機、3日目に再度検査
- ・ 上記、3日目の検査で陰性と判断された場合、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機

3 適用日時

2021年4月9日午前0時(以降の日本入国)

4月6日付【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置(変異株流行国・地域の追加)(カナダ・オンタリオ州を含む)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C054.html

なお、陰性証明については、記載内容の不備等により、航空機への搭乗を拒否されるケースが発生しておりますので、日本への帰国・渡航予定のある方は、以下の案内を今一度

お目通しください。

<https://www.ca.emb->

[japan.go.jp/2021_shared_images/20210322TotalwhoareenteringJapan-J.pdf](https://www.ca.emb-japan.go.jp/2021_shared_images/20210322TotalwhoareenteringJapan-J.pdf)

以上